

平成29年度 事業計画及び収支予算について

平成29年度 事業計画

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

我が国の経済情勢は、景気の不透明感は拭えないものの、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調が続いています。しかしながら、先行きについては、海外経済の下振れリスクや不安定な国際情勢などにより、不透明な状況にあります。

北陸地域においては、北陸新幹線開業後の観光需要は、ほぼ落ち着いてきたものと考えられ、増加した観光客をリピーターにできるかが、今後の動向を左右する決め手となるものと考えられます。

新幹線開業効果を持続させるべく県民を挙げた努力が求められています。

本県の乗合バス輸送人員は、最近10年間（H15～H25）では△15.1%と減少傾向が続いていましたが、直近3年間（H25～H27）では1.4%の増加となり、観光地への来訪者が増加した結果、地域交通の利用者も増加したものと考えられます。今後県内の人口減少が見込まれ、利用者の減少が懸念される中、高齢免許返納者の増加等、車の利用が困難な人々の生活交通の確保・充実がより求められつつあります。

一方、軽井沢スキーバス事故検討委員会が昨年6月に取りまとめた、安全・安心な貸切バスの運行の実現を目的とした「安全・安心な貸切バス事業者の運行を実現するための総合的な対策」の中には、今年度より新たに発足する事となる民間指定機関が貸切バス事業者をチェックし、これまで十分な監査ができなかった悪質事業者を洗い出すことで、悪質事業者に対して重点的に監査を行うことが可能となるべく巡回指導を実施することとしています。

なお、バス協会加入事業者の巡回指導については、バス協会が民間指定機関から受託することとなっています。

今後も富山県バス協会は、貸切バス会員事業者への巡回指導等による無事故対策を重点に、運転者確保対策・地域公共交通維持確保対策・観光需要への対応・ハード面の安全対策等多くの課題に対し、会員事業者はもとより日本バス協会とより緊密に連携を図りながら次のとおり対処して行く事とします。

記

1. 安全輸送対策の推進

- (1) 交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣し、高度な技能・知識の習得を促進する。

- (2) 「運輸安全マネジメント制度」及び「バス事業における総合安全プラン2009」に基づき、過去の重大事故等における教訓を踏まえつつ、その円滑な取組みと確実な実施が図られるよう適切に対応する。
- (3) 本年度から、北陸信越ブロックに1法人、貸切バス事業者の巡回指導を目的とする民間指定機関が設立（新潟市）され、当協会が協会加入事業者の巡回指導を受託し実施する。
巡回指導は、国の監査に準じた内容の検閲が義務付けられており、協会自らが会員事業者の自浄を図る。
- (4) 「飲酒運転防止対策マニュアル」の周知徹底と、「秋の全国交通安全運動」に併せて実施される「飲酒運転防止週間」を積極的に推進し、飲酒運転防止意識の高揚を図る。
- (5) バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、「バスジャック統一対応マニュアル」及びテロ対策通達による対応の周知に努める。
- (6) バス事故の3割を占める車内事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施し、利用者・乗務員に対する啓発活動を積極的に推進する。
- (7) シートベルトの着用について、お客様に着用の必要性を啓発し装着率向上を図る。
- (8) 「春・秋の全国交通安全運動」や「夏・冬の交通安全県民運動」、「年末・年始の輸送安全総点検」等、事故防止のため各種運動に積極的に参画する。
- (9) 運転者適性診断の計画受診の促進と、運行管理者等指導講習及び整備管理者研修の受講を促進する。更に、運輸安全マネジメント研修の受講とその取り組み、及び、運転者適性診断時のカウンセリング受診を積極的に推進する。
- (10) 会員バス事業者の事故防止への取り組みを推し進めることとし、教育研修専門機関による「安全教育研修会」を実施する。また、会員外事業者を含めた無事故意識高揚を図るべく研修会を適宜開催する。
- (11) アルコール検知器使用の啓発を図るとともに、安全運行対策の確立に努める。
- (12) 携帯電話・スマートフォンは、バス事業にとって重要な連絡ツールとして切り離せない物となっているが、乗務中の使用等運転者が使い方を誤らないようガイドラインに沿った社内規定整備を推進する。
- (13) 協会内に組織した乗合委員会・貸切委員会を適宜開催し、常に輸送の安全を第一として情報の共有と意見交換を図る。
- (14) 会員事業者の優良運転者（無事故10年以上、以後5年刻み）及び優良従業員（10年以上勤続者）を選出し、協会長より表彰する。

2. 地域公共交通維持確保対策

次のとおり運輸事業振興助成交付金事業の推進を図る。

- (1) 交付金地方事業として、運輸事業振興助成交付金事業計画（別紙）に基づき「施設整備等に対する助成事業」「安全運行対策事業」「バス活性化対策事

業」「人と環境にやさしいバス普及事業」等、適切、且つ、効率的な運用を図る。

- (2) 当協会が直接実施する事業及び助成を受けて事業者が行う事業が、国の基本通達及び県の補助金交付要綱・規則に沿い、国・県の指導協力を得て、適切且つ効率的に実施するよう努める。
- (3) 日本バス協会中央事業について、「バス利用者施設等整備事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」「バス利用促進広報及びイベント事業」「運転者人材確保対策事業」等に係る情報を適時・適切に提供し、その利用促進に努める。

3. 貸切バスの振興

- (1) 平成23年度から実施された「貸切バス事業者安全性評価認定制度」は、貸切バス事業者全てが認定に向けて取り組むことが出来るよう啓発・周知し、貸切バスの信頼性の更なる向上を図る。なお、富山県バス協会会員事業者においては、平成28年度末現在、14社が認定を受け、内5社が三ツ星、3社が二ツ星、6社が一つ星の認定を受けている。
- (2) 今後も、本制度のPRに鋭意取り組むこととし、利用者が安心して利用できる貸切バスを目指し、貸切バスのコンプライアンスと安全性の向上を図る。
- (3) 軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について「安全・安心な貸切バス事業者の運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられた。
本対策は、全85件の実施項目におよび、貸切バスの安全性向上に向け適宜・適切な対応を図るべく事業者へ周知・啓発をする。
- (4) 運賃・料金の適性収受が図れるよう、今後も旅行業界、関係行政機関、一般利用者等に対し運賃制度への理解を求めて行く。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、日本バス協会共に次の諸活動を行う。

- (1) 「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策の推進
- (2) 「自動車点検推進運動」(10月)・「エコドライブ強化月間」(11月)この2か月間を「バスの環境対策強化月間」として強力な運動を展開する。
- (3) 電気バス等環境対応型のバスシステムの実用化について、情報収集及び調査研究を行う。
- (4) 立山黒部アルペンルートにおけるディーゼル車排出ガス規制が平成27年4月1日から実施されている。これら環境対策における今後の動向について情報収集及び情報提供を行う。

5. 交通バリアフリー対策の推進

バリアフリー新法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と併せて、国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及を促進する。また、バス停留所周辺整備及びバス停留所停車環境の改善等インフラ整備におけるバリアフリー化について関係行政機関に働き掛ける。なお、「富山県地域交通ビジョン」では、ノンステップバスの導入率を平成37年には80%を目標としている。

6. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善を図り、利用者の利便向上に資するため、公共車両優先システム、バス優先対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の強化について、関係行政機関に働きかけを行う。
- (2) バスターミナル、駅前広場、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備について、利用者利便の向上及び地域整備と一体となって推進するよう関係行政機関に働きかけを行う。

7. 高速バスへの対応

高速乗合バス事業における法令・安全確保対策等の徹底が講じられるよう各事業者への更なる啓発と併せ、関係行政機関への提言を行う。

8. 観光需要への対応

北陸新幹線は平成27年3月開業し、県内に国内外から多くの旅行客が訪れることとなった。現在、開業効果は落ち着いて来たものの、在来線高架化に伴う富山駅南北一体化事業及び富山駅周辺開発事業等、富山駅周辺は更に進化することとなり、今後、それらを生かすべく努力が求められる。

訪日外国人観光客は2016年、既に2403.9万人の実績となり、国は2020年の目標を4000万人、2030年には6000万人を目標としている。

今後も、貸切バス・2次交通需要等への対応に会員事業者と連携して取り組むこととする。また、バス事業のハード・ソフト両面（接遇・車両導入・外国語案内表示・Wi-Fi整備等）に互り調査・啓発する。

9. 労働問題への対応

- (1) 労働諸問題について、日本バス協会と連携し調査研究を行うこととし、労働条件の改善・適正な労務管理の実施を推進し、また、労使交渉に関する情報・連絡活動を行い、適切に対応する。
- (2) 労働関係法令等の周知及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等について、労働当局の指導を仰ぎながら遵守のための取組みを進める。
- (3) バス運転者不足問題はバス事業者全体の問題であり、国土交通省の「バス運転者の確保及び育成に向けた検討会」の報告等を踏まえたガイドラインにより、効果的な対策を検討、推進する。また、北陸信越運輸局管内において官民一体で組織する「バス運転者確保対策会議」が平成28年度より立ち上げられ、運転者不足問題を解消すべくあらゆる観点から意見・提言を行う。
- (4) また、運転者確保対策における会員事業者の負担を軽減すべく、厚労省における運転者養成に係る「キャリアアップ助成金」及び「キャリア形成促進助成金」制度の活用を図るべく会員事業者に周知・啓発する。

10. 広報活動の推進

- (1) ホームページを活用しバス事業者へ情報提供するとともに、広く一般利用者に対し、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報を提供する。また、情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、より良い広範な情報提供を目指す。
- (2) 9月20日の「バスの日」におけるバス利用促進キャンペーンや交通安全運動において、マスメディア等を活用し、広く県民に対しバス事業の公共性・安全性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図る。
- (3) バス運転者不足問題への対応として、バス運転者のイメージアップを図るべくポスターを掲出（路線バス・電車・鉄道駅等）する。
なお、平成29年度春季には、運転者イメージアップポスター掲出事業第4弾を実施する。以後、その効果を見定めながら継続実施について積極的に推進する。

以上、平成29年度事業計画の実施にあたり、資金の借り入れ及び設備投資の予定はない。

運輸事業振興助成交付金特別会計
平成29年度 事業計画

1. 地方事業について（富山県バス協会が実施する事業）

(1) 「施設整備等に対する助成事業」

－バス停留所、停留所標識、その他路線バス事業関連施設整備等への助成事業

(2) 「安全運行対策事業」

－運転者適性診断、初任診断、適齢診断、カウンセリング、運行管理者基礎講習、一般講習、整備管理者講習、運転者・管理者の教育研修（クレフィール湖東・中央研修所）、運輸安全マネジメント講習、優良従業員表彰式等の事業、貸切バス事業者巡回指導

(3) 「人と環境にやさしいバス普及事業」

－エコドライブ管理システム・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・
27年度燃費基準達成車・ノンステップ・リフト・スロープバス の普及事業

(4) 「バス活性化対策事業」

－バスの日行事（バスの日告知看板・配布用ティッシュ・新聞広告等）

－バス運転者イメージアップポスター掲出

－貸切バス事業者安全性評価認定制度申請助成

2. 日本バス協会中央事業について

(1) 「バス利用者施設等整備事業」

(2) 「人と環境にやさしいバス普及事業」

(3) 「地方路線バス及び貸切バス助成事業」

(4) 「バス利用促進広報及びイベント事業」

(5) 「運転者人材確保対策事業」

等に関し、会員事業者に必要な手続きを行う。